四日市市告示第 226 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 2 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更) (都市整備部道路管理課)

_	(P-MAX)						
I					変更区間幅員	変更区間延長	備考
	整 理	路線名	路線番号	区域変更区間	変更前幅員	変更前延長	別添図位番号
	番 号		区 域変更区间	区域发史区间	変更後幅員	変更後延長	
					(m)	(m)	
	1	霞ヶ浦垂坂線	04085	大字羽津字古新田2832-2から	13.5	7.7	区域を変更する
				大字羽津字古新田2832-1まで	4.5~14.9	3,087.5	幅員を変更する
					4.5~14.9	3,087.5	N0.1